

明海大学歯学部動物実験倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、明海大学歯学部動物実験実施規程第6条第2項の規定に基づき、歯学部におけるすべての動物実験が、科学的、倫理的に適正に行われるよう審査するため、学長のもとに歯学部動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(委員長)

第2条 委員会に委員長をおき、実験動物センター長をもって充てる。

(構成)

第3条 委員会は、学長が歯学部長の意見を聴き指名した次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | | |
|-----------------|-------|-----|
| (1) 歯学部研究委員会委員 | | 1名 |
| (2) 人間力形成科目担当教員 | | 1名 |
| (3) 実験動物の専門家 | | 1名 |
| (4) 動物実験に関する有識者 | | |
| 専門科目担当教員 | 歯科基礎系 | 1名 |
| | 歯科臨床系 | 1名 |
| (5) 学事課事務職員 | | 1名 |
| (6) 学長が必要と認めた者 | | 若干名 |

(任期)

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、前条の規定に従って欠員を補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(審議および答申)

第5条 委員会は、次の事項を審議し、学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

- (1) 動物実験計画、実施状況および結果に関する事項
- (2) 実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (3) 動物実験および実験動物の適正な取扱い、関係法令等に関する教育訓練の内容およびその体制に関する事項
- (4) その他動物実験等について必要な事項

2 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

2 委員に支障あるときは、第3条に基づいて委員長が必要と認めた者を代理に出席させることができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、歯学部事務部学事課が処理する。

附 則

1 この規程は、平成6年5月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 この規程施行後、はじめて第3条各号に規定する委員長および委員となった者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 この規程施行後、はじめて第3条各号に規定する委員となった者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正前に指名されている委員については、改正後の第3条の規定により指名されたものとみなし、任期は残任期間とする。